

令和5年8月16日

桑折町議会議長 片平秀雄 様

桑折町議会議員

10番 半澤

高



一般質問通告書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 福島蚕糸跡地に開園予定の「幼保連携型こども園」について	福島蚕糸跡地に開園予定の「幼保連携型こども園」に関しては、広報こおり・お知らせ版（6月21日付発行）および町のホームページ（6月13日付更新）にて、建設予定地に多量の地下埋設物が確認されたため工期が遅れ、開園予定が令和7年4月に1年ずれ込むとされた。 町は、4月下旬に相手方である「社会福祉法人・松葉福社会」から申し出があつて以来、幾度も協議を重ねて来たとの事であり、8月17日には「株式会社いちい」も出席しての代表3者協議が開催されると聞いている。 8月17日の代表3者協議の結果を受けて、今後町は、どのような対応をしていくのか伺う。	町長
2. 伊達地方衛生処理組合の新ごみ焼却施設整備等について	(1) 本年3月定例会の一般質問において衛生処理組合のごみ焼却施設の更新について28年の稼働期間等を考え「待ったなし」の状況であり、現在地で建て替える場合、桑折町としてどのように対応するのかを質した。その際に町長は、『構成市町の市民・町民の衛生行政を維持していくために、現実的対応として、現在地に受け入れざるを得ないとなれば、地元はもとより町民の理解を得ることを前提に対応していく。』と答弁している。今年度において、衛	町長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	生処理組合では、ごみ焼却施設更新事業について「ごみ処理場監視委員会」（6月20日）や桑折町民向けの説明会（8月26日予定、28日予定）で説明してきた。また、衛生処理組合議会では、7月24日に全員協議会にて説明を受けたところである。 衛生処理組合管理者および構成市町首長の連名で桑折町長宛に「焼却施設の更新と最終処分場の確保に関する要請書」（5月15日付）が届いているが、現在の動向において、いつ、どのような内容で要請書に返答するものなのか伺う。 (2) 桑折町議会では、平成25年4月30日付で献上桃の郷を考える協議会・代表世話人 岡崎勝男様（当時）より「伊達地方衛生処理組合理立地（最終処分地）候補地の白紙撤回の意見書提出を求める請願書」を受付、産業建設水道常任委員会（当時）にて6月定例会で審査、採択とし、「伊達地方衛生処理組合理立地（最終処分地）候補地の白紙撤回を求める意見書」を本会議にて審議・採決のうえ6月24日に衛生処理組合管理者に送っている。 当意見書について町長の現時点での考えを伺う。	
3. 高齢者おひとり様世帯の支援について	(1) 高齢者おひとり様世帯（いわゆる独居老人）は、少子高齢化のなかで増加傾向にあるが、おひとり様高齢者の方からの相談窓口への相談件数の傾向とその内容概要について伺う。 (2) おひとり様高齢者の方々について一人ひとりの実態把握調査（健康状態、老人クラブや町内会行事などへの参加頻度、別居家族の連絡先など）は定期的に実施しているか伺う。 (3) 今後とも「高齢者の方がひとり暮らしでも安心して歳を重ねることができる桑折町」を目指すべきであり、おひとり様の高齢者の方々それぞれに支援の手を差しのべるべきと思うが、町長の考えを伺う。	町 長

令和 5年8月17日

桑折町議会議長 片 平 秀 雄 様

桑折町議会議員

5番 齋藤松夫



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1、「桑折町コンプライアンス条例（仮称）」の制定について	本町事務執行の現状を見るに、当該条例制定は喫緊の課題と判断する。その必要はないとの6月定例会答弁であったが、再検討を求め所見を伺う。	町 長
2、民営認定こども園開園1年延期問題の進捗状況について	（1）当該事案についての進捗状況については、8月8日議会全員協議会及び8月16日総務文教常任委員会で、説明を受け質疑を行ったところである。その内容については概略承知するとともに問題点も明瞭になったと承知しているところである。その後の進捗状況及び町方針はどのようなものであるかを伺う。 （2）当該事案についての説明を聞くに、町と事業者間の二者協議及び三者協議は、プロポーザル実施要項、基本協定、定期借地権設定契約書から逸脱して行われていると判断せざるを得ない。この点所見はどうか伺う。	町 長
3、「企画提案は、町事業民営化でなく事業者独自の民営事業」との町長答弁について	約1年間にわたり質疑応答を行いいまだ決着がつかないこの問題について、当該答弁を裏付ける物的証拠となる文書を示すべき段階と考える。その提出がなければ、これまでの答弁が虚偽であったことを認めるべきと思う。所見はどうか伺う。	町 長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

質問事項	質問の要旨	質問の相手
4、桑折町地球温暖化対策実行計画について	(1)国連事務総長は「地球は温暖化を乗り越えて沸騰化の段階である」旨の発言を行い、警告を発した。海面温度の上昇が線状降水帯を形成し、毎年のように大災害をもたらしている現在、この警告を真正面から受け止め、対策を抜本的に強化しなければ、次世代への責任を果たすことはできないと考える。この点、所見はどうか伺う。 (2)菅前総理大臣は2050年カーボンニュートラル宣言を発した。これに呼応し多くの自治体が温暖化対策実行計画を見直した。本町も同様に現計画の見直しを行うべきでないか。所見を伺う。 (3)カーボンニュートラルの観点に立てば、CO2を吸収する森林機能の強化と保全は欠くことができない。このような観点からの本町の森林政策の有無及び具体的方針を伺う。	町 長

令和 5年 8月 17日

桑折町議会議長 片 平 秀 雄 様

桑折町議会議員

9 番 川名 静子



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1、旧伊達郡役所を「歴史・文化エリアの核」とするなら、羽州街道の整備も必要ではないか	「歴史と文化」を重んずる町だからこそ、宿場町としての趣を残すため、早急に手を入れなければならないのが街道とその街並みだ。災害後、住宅の解体が進み町並みとは言えない状況である。桑折には2つの街道がある。これからの町づくりにこの特徴を活かさない手はない。郡役所周辺の整備と合わせ町中をどのようにする考えか伺う。 (1)10年後、30年後の奥州街道の街並みをどのように残していく考えか (2) 空き店舗・空き地の調査の進捗とその調査をどの様に活かしていく考えか (3)街道沿いに建物を建てる場合、建主は景観法を気にする。景観行政団体になることで景観計画を定める事が出来ることから登録をしてはどうか また、この団体になることで景観作りで重要な樹木も景観重要樹木として指定できるがその考えは (4)郡役所から追分まで約1,2キロある。5つの商店会が1度に何かをするのは難しいが、各商店街毎に地域の特徴を活かし、街道を利用して人を呼び	町長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	込む例えば“〇〇市“や”地域丸ごと探検“などの事業から地域の結束力にも繋がるのではないか (5)歴史的風致維持向上計画も残り2年となった。 2年間で計画の内容をどこまで実施するのか。この計画が町に、町民に反映されたことは何か。町民の意見も聞く必要があるのではないか	
2「認定こども園」開園が1年延期されたことによる町・現保育所への影響について	「認定こども園」建設予定地からコンクリート破片やがれき類の地下埋設物が確認され、建築に影響があるため土壌改良が必要との理由から開園を1年延ばされた。さらに、6月末には財政問題で現設計で進めるのが困難であるので、設計の大幅な見直しをしたい旨の申し出まで。開園は大丈夫なののでしょうか。 「認定こども園」と「現保育所」両施設について質問します。現保育所については今年度で民設に移行される予定だったため、1年延期されたことから園への影響について伺う (1)「認定こども園」について8月17日の3者協議で決定された内容を伺う (2) 地中埋設物の処理に係る費用について (3) 設計変更を了解した場合、令和7年4月開園は絶対に可能なのか (4) 設計変更内容、資材、短期間の工事から安心・安全な園舎であるとの最終確認は町長がするのか (5)「認定こども園」の付帯機能として病児・病後児保育が上げられたが医療行為ができる看護師が常勤しているのか (6) 現保育園の有資格保育士は確保されているのか (7) 1年延期に伴い早急に修繕等が必要な箇所はないのか	町長

令和 5年 8月 17日

桑折町議会議長 片 平 秀 雄 様

桑折町議会議員

4番 鈴木 隆 志



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1、幼保連携認定こども園開園に向けての今後の対応について、	(1) 3～5歳児入園定員以上の入園希望があった場合、入園決定されなかった方への対応について伺う。	町長
	(2) 町外在住者（在勤者）入園は、町内在住者を優先し、体制に余裕があれば受け入れ可能とする入園希望者が入園決定されなかった方への対応について伺う。	町長
	(3) 認定こども園開園時期の延期に対する対象保護者向け説明会及び一般町民向け説明会開催予定について伺う。	町長
	(4) 令和7年4月開園に向け、普通財産（土地）事業用定期借地権設定契約書の第3条（指定用途）で乙が、本件土地を、商業機能施設、アウトドア施設及び認定こども園施設の事業用途のいずれかの施設として利用できなくなった場合、第17条（契約解除）の乙が本契約に違反したときに該当するのか伺う。	町長
	(5) 令和7年4月開園に向け、普通財産（土地）事業用定期借地権設定契約書の第6条（貸付料）の国返還を除いた令和4年4月からの貸付料の町収入の使途はどのようなになっているのか伺う。	町長

	(6) 令和7年4月開園に向け、福島蚕糸跡地町有地利活用事業に係る基本協定書の第11条（本基本協定の解除） (4) の第5条の規定による事業実施内容の変更の協議が不調になったときとあるが、乙が、本件土地を、商業機能施設、アウトドア施設及び認定こども園施設の事業用途のいずれかの施設として利用できなくなった場合は該当するのか伺う。	町長
2、認定こども園建設予定地の地中埋設物処理等に伴う資金計画の確認について、	(1) 認定こども園建設予定地の地中埋設物土壌改良処理費用の町負担のあり方の判断について、その後どのような話し合いが行われたのか伺う (2) 社福松葉福社会から地中埋設物の処理費用を含め、設計の大幅な見直しの申し出について、その後どのような話し合いが行われたのか伺う。 (3) 桑折蚕糸跡地利活用事業計画書の概算事業費・資金計画（保育所事業）は、長期間、安定経営していくための重要な計画書であり、資材高騰等による建設費増額について再度確認していく必要があると考えるが、所見を伺う。	町長 町長 町長
3、醸芳保育所利用延長による運営体制の及び跡地利用について	(1) 令和7年3月までの利用延長による人員体制確保及び、今後、建物設備等の改修・修繕が必要になるのか伺う。 (2) 醸芳保育所廃止後の跡地利用計画の協議及び建物を解体する場合、解体費用の試算はしているのか伺う。	町長 町長
4、第2期こども・子育て支援事業計画」の再度見直し第3期の策定について	(1) 令和7年4月幼保連携認定こども園開園時期延期に伴い、「第2期こども・子育て支援事業計画」の再度見直しが必要と考えるが、今後どのように進めていくのか伺う。 (2) 第2期こども・子育て支援事業計画が令和7年3月までとなっている。令和7年4月幼保連携認定こども園開園に向け、「第3期こども・子育て支援事業計画」の策定はどのように進めていくのか伺う。	町長 町長
5、福島蚕糸跡地スーパーマーケット・アウトドア、オープンに向けての対応について	(1) オープンの1年延長、地下埋設物処分費負担及び、資材高騰等による影響について、今後の長期安定経営に向け、プロポーザル実施計画書の概算事業費・資金計画及び収支計画（スーパーマーケット・アウトドア事業）について再度確認する必要があると考えるが、所見を伺う。	町長

	(2) スーパーマーケットのレイアウトにおけるパブリックスペースの利活用についての協議内容について伺う。	町長
	(3) 令和6年3月スーパーマーケット・グランピング、オープンにより、交通量が増える中、認定こども園令和7年4月開園に向け工事により、交通量がさらに増大することが考えられる。安全確保に向けての対応について伺う。	町長
	(4) 令和5年8月22日、蚕糸跡地に出店予定のスーパーマーケット地元説明会開催後における住民意見等の対応協議について伺う。	町長
	(5) スーパーマーケット駐車場及びグランピング施設の避難場所としての利用について協議をおこなっているものなのか伺う。	町長

令和5年8月17日

桑折町議会議長 片 平 秀 雄 様

桑折町議会議員

2番 石 幡 政 子



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1 SDGs推進において「プラスチック資源循環促進法」の取り組みの現状とゴミ減量化推進の成果について	2022年4月に制定された「プラスチック資源循環促進法」について、福島県内市町村の取り組みが新聞に掲載されていたが、本町においては実施未定との回答であった。そこで次の3点を伺う。 (1) 財政面での負担も大きいことから未定との回答もやむを得ないと思うが、燃焼時のCO2排出量が多いことを考えれば、現在、粗大ゴミや燃えるゴミで出されている大型プラスチックや玩具等のリサイクルについては早い時期に実施していく事が重要と考えるが伺う。 (2) プラスチックのリサイクルの中で、エコキャップリサイクル事業は「再資源化、CO2削減、世界の子供達にワクチンをおくる」をテーマに実施している活動で、SDGsの中でも命を救うことができる活動として注目されている。本町においても町民に広く周知し取り組むべきではないか伺う。 (3) 今年度はごみの排出量削減を目的とし、ごみ分別出前講座等ごみの減量化強化事業を積極的に実施しているがその成果を伺う。	町長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

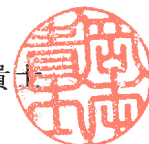
質問事項	質問の要旨	質問の相手
2 地域防災力の強化のためのハザードマップ見直しと防災協定について	本町においては、今年度5月にハザードマップの見直しがされたがこの事について次の2点を伺う。 （1）今回のハザードマップの見直しの要因と町民に対しての周知手段として5月の各戸配布と8月号広報掲載により周知の徹底をすすめているが、今後更に周知し、防災訓練等で実践していくものか、またその時期について伺う。 （2）災害時の危機管理体制の強化という観点から防災協定を更に充実させていくべきと考えるが伺う。	町長
3 「心と体の健康づくり」における生活習慣病リスクの改善を図る取り組みについて	今年度も「こおり健康楽会」を中心に、心と体の健康づくり（意識醸成）に向け多様な講座企画を打ち出している事に、その効果を期待するところである。そこで次の2点を伺う。 （1）以前から課題とされてきた項目で、メタボ率や予備群の減少・高血圧の改善など生活習慣病のリスク軽減などについて、事業実施に伴い改善されている点を伺う。 （2）生活習慣病予防と重症化予防対策については、若年層や早期段階からの健康指導、栄養指導が重要となるが特に重点的に実施している事業とその効果を伺う	町長

令和 5 年 8 月 17 日

桑折町議会議員 片 平 秀 雄 様

桑折町議会議員

3 番 岡本 貴士



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第 6 1 条第 2 項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 町議会議員の選挙は 10 月の予定である。立候補者を増やす取り組みについて	町議会議員の選挙は 10 月の予定である。立候補者説明会など、立候補者を増やす取り組みを伺う。	町長
2. 議員報酬（年 358 万円）3.3 倍が町長報酬の全国基準。町長報酬額について	議員報酬（年 358 万円）3.3 倍が町長報酬の全国基準、町長報酬額の算出根拠を伺う。町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告（平成 31 年 3 月 町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会）を参照して伺うものである。	町長
3. 議員の数を減らすべき」と町民の声を聞く。行政の視座から必要な議員の数について	議員の数を減らすべき」と町民の声を聞く。町行政の視座から必要な議員定数とその理由を伺う。	町長

令和 5 年 8 月 17 日

桑折町議会議長 片 平 秀 雄 様

桑折町議会議員

1 番 羽根田 ひとみ



一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第61条第2項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1 町民からの要望に対しての進捗状況の見える化、DXによる情報の共有・公開について	町内の要望は年に一度、町内会長さんがまとめて提出している。また、学校関係からの要望も年度ごとに提出されている。 その町内や学校関係からの要望の対応に関して、課題点がある。一つ目に、何年経っても改善されていない要望（道路や水路整備等）があること。二つ目に、すぐに対応して欲しい要望がいつ対応されるか分からないこと。 データ化して整理・共有し担当者が変わったとしても埋もれないように工夫すべき。 情報公開によるフィードバック、進捗状況の見える化をすることで改善され、町民からの理解、信頼を得られるのではないかと考えるがいかがか伺う。	町長
2 中学校の環境整備（体育館ワックス・町道の草刈り）について	（1）町内の小中学校の体育館ワックスがけは順番に行われているが、5校あるので5年に一度になる。中でも中学校は部活動や町のスポーツ団体の利用が多いため5年に1度では足りないのではないか。練習中、滑って危ない状況があり、学校の予算で対応したようだが、町の予算ですべきと考えるがいかがか伺う。 （2）中学校前の町道の草がのびている。練習試合などで他市町村からくる方も多いため、学校周辺の整備を行うべきだと考えるがいかがか伺う。	町長

様式4 一般質問通告（会議規則第61条、運用基準84）

質問事項	質問の要旨	質問の相手
3 文化活動で貢献された方に対する町の表彰の選考方法・推薦制度について	(1) 毎年秋に町の表彰がある。各団体で活躍し勤続年数での表彰基準や寄付をされた金額の基準での表彰は分かりやすいが、他はどのように選考しているのか伺う。 (2) 文化活動などで貢献されている方の推薦制度について伺う。	教育長
4 高齢者・障がい者などに対する熱中症対策について	熱中症対策のため、クールシェルターとして役場やイコーゼにお越しく下さいという案内は好評だった。しかし、その場所まで移動手段がなく困っているという高齢者、障がい者がいる。 何か高齢者や障がい者の移動手段は考えられないものか。例えば猛暑日が予想されている日に町のバスで送迎ができないものか。熱中症で死者を出さない為の工夫が必要と考えるが伺う。	町長
5 コミュニケーションを図るための役場職員のネームプレートについて	役場職員は全員ネームプレートを首から下げているが、対応の際、座っているときは隠れている。立っているときも裏返ったりして、名前が分からない。コミュニケーションを図るため、名前が見えるように左の胸に付けてはどうか伺う。	町長